

<<<新旧対照表>>>

○多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和六十二年十二月二十六日規則第七十四号）の一部を改正する規則新旧対照表

部署名：子ども支援課

新	旧
<p>○多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則</p> <p style="text-align: right;">昭和62年12月26日規則第74号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和63年9月30日規則第47号</p> <p>平成2年7月10日規則第42号</p> <p>平成3年6月25日規則第31号</p> <p>平成4年5月26日規則第62号</p> <p>平成5年5月28日規則第56号</p> <p>平成6年7月26日規則第55号</p> <p>平成7年6月8日規則第43号</p> <p>平成8年3月25日規則第14号</p> <p>平成8年6月19日規則第33号</p> <p>平成9年6月16日規則第94号</p> <p>平成10年6月30日規則第45号</p> <p>平成11年6月25日規則第56号</p> <p>平成12年6月8日規則第92号</p> <p>平成13年5月31日規則第62号</p> <p>平成14年6月19日規則第64号</p> <p>平成15年5月30日規則第52号</p> <p>平成16年12月21日規則第84号</p> <p>平成17年2月14日規則第6号</p>	<p>○多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則</p> <p style="text-align: right;">昭和62年12月26日規則第74号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和63年9月30日規則第47号</p> <p>平成2年7月10日規則第42号</p> <p>平成3年6月25日規則第31号</p> <p>平成4年5月26日規則第62号</p> <p>平成5年5月28日規則第56号</p> <p>平成6年7月26日規則第55号</p> <p>平成7年6月8日規則第43号</p> <p>平成8年3月25日規則第14号</p> <p>平成8年6月19日規則第33号</p> <p>平成9年6月16日規則第94号</p> <p>平成10年6月30日規則第45号</p> <p>平成11年6月25日規則第56号</p> <p>平成12年6月8日規則第92号</p> <p>平成13年5月31日規則第62号</p> <p>平成14年6月19日規則第64号</p> <p>平成15年5月30日規則第52号</p> <p>平成16年12月21日規則第84号</p> <p>平成17年2月14日規則第6号</p>

新	旧
<p>平成19年3月30日規則 第45号 平成20年6月20日規則 第58号 平成21年2月3日規則 第3号 平成24年7月6日規則 第78号 平成25年4月23日規則 第38号</p>	<p>平成19年3月30日規則 第45号 平成20年6月20日規則 第58号 平成21年2月3日規則 第3号 平成24年7月6日規則 第78号 平成25年4月23日規則 第38号</p>
<p>多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 (趣旨)</p>	<p>多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、本市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。 (補助金の額)</p>	<p>第1条 この規則は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免をする場合に、本市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。 (補助金の額)</p>
<p>第2条 設置者が、当該幼稚園に当該年度に在園し、市内に居住する3歳児、4歳児及び5歳児(当該年度の4月1日現在の満年齢とする。)並びに満3歳児(満3歳に達した幼児で、翌年の4月を待たずに、年度の途中から入園するものをいう。)の保護者に対し保育料等を減免する場合に、本市は当該設置者に対し補助金を交付する。</p>	<p>第2条 設置者が、当該幼稚園に当該年度に在園し、市内に居住する3歳児、4歳児及び5歳児(当該年度の4月1日現在の満年齢とする。)並びに満3歳児(満3歳に達した幼児で、翌年の4月を待たずに、年度の途中から入園するものをいう。)の保護者に対し保育料等を減免する場合に、本市は当該設置者に対し補助金を交付する。</p>
<p>2 交付する補助金の上限は、園児1人につき、別表第1を適用した額とする。</p>	<p>2 交付する補助金の上限は、園児1人につき、別表第1を適用した額とする。</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、当該保護者の世帯に、小学校第1学年から第3学年までの児童を有する場合は、別表第2を適用する。ただし、別表第1を適用した額の方が高額となるときは、別表第1を適用する。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、当該保護者の世帯に、小学校第1学年から第3学年までの児童を有する場合は、別表第2を適用する。ただし、別表第1を適用した額の方が高額となるときは、別表第1を適用する。</p>
<p>(交付申請)</p>	<p>(交付申請)</p>
<p>第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて毎年7月31日までに市長に提出するものとする。</p>	<p>第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて毎年7月31日までに市長に提出するものとする。</p>
<p>(1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(別記第2号様式)</p>	<p>(1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(別記第2号様式)</p>
<p>(2) 保育料等減免措置に関する調書(別記第3号様式)</p>	<p>(2) 保育料等減免措置に関する調書(別記第3号様式)</p>
<p>(3) 保育料等の額を明らかにする書類</p>	<p>(3) 保育料等の額を明らかにする書類</p>
<p>2 保育料等減免措置に関する調書には、市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による</p>	<p>2 保育料等減免措置に関する調書には、市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による</p>

新	旧
<p>保護を受けている世帯については、社会福祉事務所長が発行する証明書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(交付決定)</p>	<p>による保護を受けている世帯については、社会福祉事務所長が発行する証明書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(交付決定)</p>
<p>第4条 市長は、補助金交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、設置者に通知するものとする。</p> <p>(報告)</p>	<p>第4条 市長は、補助金交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、設置者に通知するものとする。</p> <p>(報告)</p>
<p>第5条 補助金交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を毎年12月20日までに市長に報告するものとする。</p>	<p>第5条 補助金交付の決定を受けた設置者は、減免措置の方法を毎年12月20日までに市長に報告するものとする。</p>
<p>2 前項の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は毎年3月20日までに幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。</p> <p>(書類の保存及び提出)</p>	<p>2 前項の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は毎年3月20日までに幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。</p> <p>(書類の保存及び提出)</p>
<p>第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、保育料等の減免について(別記第5号様式)を備え、減免をしたことを明らかにしておかなければならない。</p>	<p>第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、保育料等の減免について(別記第5号様式)を備え、減免をしたことを明らかにしておかなければならない。</p>
<p>2 市長は、事務処理上必要があると認めるときは、前項の書類その他関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>(その他)</p>	<p>2 市長は、事務処理上必要があると認めるときは、前項の書類その他関係書類の提出を求めることができる。</p> <p>(その他)</p>
<p>第7条 補助金の交付についてこの規則に定めのない事項については、多治見市補助金等交付規則(平成8年規則第14号)による。</p>	<p>第7条 補助金の交付についてこの規則に定めのない事項については、多治見市補助金等交付規則(平成8年規則第14号)による。</p>
<p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年度分の予算に係る補助金から適用する。</p>	<p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年度分の予算に係る補助金から適用する。</p>
<p>附 則(昭和63年9月30日規則第47号) この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則(昭和63年9月30日規則第47号) この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。</p>
<p>附 則(平成2年7月10日規則第42号)</p>	<p>附 則(平成2年7月10日規則第42号)</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に提出された申請書に係る補助金から適用する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に提出された申請書に係る補助金から適用する。</p>
<p>附 則(平成3年6月25日規則第31号)</p>	<p>附 則(平成3年6月25日規則第31号)</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。</p>
<p>附 則(平成4年5月26日規則第62号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成</p>	<p>附 則(平成4年5月26日規則第62号)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平</p>

新	旧
<p>4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成5年5月28日規則第56号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成6年7月26日規則第55号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成7年6月8日規則第43号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成8年3月25日規則第14号抄） （施行期日）</p> <p>第1条 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年6月19日規則第33号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成9年6月16日規則第94号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成9年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成10年6月30日規則第45号） 改正</p> <p>平成11年6月25日規則第56号</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。</p> <p>3 平成10年度には、特別減税分は含めない。</p> <p>附 則（平成11年6月25日規則第56号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成11年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用する。</p> <p>3 改正後の第2条第3号及び第4号に規定する市民税の所得割課税額については、多治見市税条例（昭和25年告示第45号）附則第20条第4項に規定する額とする。</p> <p>4 多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則（平成10年規則第45号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）</p> <p>附 則（平成12年6月8日規則第92号）</p>	<p>成4年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成5年5月28日規則第56号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第2条の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成6年7月26日規則第55号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成7年6月8日規則第43号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成8年3月25日規則第14号抄） （施行期日）</p> <p>第1条 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年6月19日規則第33号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成9年6月16日規則第94号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成9年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用する。</p> <p>附 則（平成10年6月30日規則第45号） 改正</p> <p>平成11年6月25日規則第56号</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。</p> <p>3 平成10年度には、特別減税分は含めない。</p> <p>附 則（平成11年6月25日規則第56号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、平成11年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用する。</p> <p>3 改正後の第2条第3号及び第4号に規定する市民税の所得割課税額については、多治見市税条例（昭和25年告示第45号）附則第20条第4項に規定する額とする。</p> <p>4 多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則（平成10年規則第45号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）</p> <p>附 則（平成12年6月8日規則第92号）</p>

新	旧
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条、別表、別記第2号様式及び別記第4号様式の規定は、平成12年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成11年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条、別表、別記第2号様式及び別記第4号様式の規定は、平成12年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成11年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成13年5月31日規則第62号）</p>	<p>附 則（平成13年5月31日規則第62号）</p>
<p>1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成13年度分の多治見私立幼稚園就園奨励補助金から適用し、平成12年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成13年度分の多治見私立幼稚園就園奨励補助金から適用し、平成12年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成14年6月19日規則第64号）</p>	<p>附 則（平成14年6月19日規則第64号）</p>
<p>1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成14年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成13年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成14年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成13年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成15年5月30日規則第52号）</p>	<p>附 則（平成15年5月30日規則第52号）</p>
<p>1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成15年度以後の年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金について適用し、平成14年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成15年度以後の年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金について適用し、平成14年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成16年12月21日規則第84号）</p>	<p>附 則（平成16年12月21日規則第84号）</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。</p>
<p>3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている通知書、証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。</p>	<p>3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている通知書、証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。</p>
<p>4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。</p>	<p>4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。</p>
<p>附 則（平成17年2月14日規則第6号）</p>	<p>附 則（平成17年2月14日規則第6号）</p>
<p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成17年度以後の年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金について適用し、平成16年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、平成17年度以後の年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金について適用し、平成16年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>

新	旧
<p>附 則（平成19年3月30日規則第45号）</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、平成19年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成18年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成20年6月20日規則第58号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条及び別表第2の規定は、平成20年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成19年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成21年2月3日規則第3号）</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年7月6日規則第78号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成24年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成23年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際、現に改正前の別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規定にかかわらず、必要な修正をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成25年4月23日規則第38号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成24年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成19年3月30日規則第45号）</p> <p>1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、平成19年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成18年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成20年6月20日規則第58号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条及び別表第2の規定は、平成20年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成19年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成21年2月3日規則第3号）</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年7月6日規則第78号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成24年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成23年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際、現に改正前の別記第3号様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規定にかかわらず、必要な修正をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成25年4月23日規則第38号）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成25年度分の多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金から適用し、平成24年度分までの多治見市私立幼稚園就園奨励費補助金については、なお従前の例による。</p>

別表第1（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助限度額（年額）		
		(ア)	(イ)	(ウ) 同
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	一世帯から3人以上就園している場合の(ア)及び(イ)以外の園児

別表第1（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助限度額（年額）		
		(ア)	(イ)	(ウ)
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の(ア)及び(イ)以外の園児

新				旧						
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	保育料等の合計額	153,500 円	224,000 円	294,000 円	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	保育料等の合計額	153,500 円	224,000 円	294,000 円	
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯					当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯					
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		116,300 円	206,000 円	294,000 円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		116,300 円	206,000 円	294,000 円	
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第1基準額」という。）以下である世帯		88,400 円	192,000 円	294,000 円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第1基準額」という。）以下である世帯		88,400 円	192,000 円	294,000 円	
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、67,800円		62,200 円	179,000 円	294,000 円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、67,800円		62,200 円	179,000 円	294,000 円	

新				旧				
円に16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第2基準額」という。）以下である世帯				に16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第2基準額」という。）以下である世帯				
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第2基準額を超え、107,500円に16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第3基準額」という。）以下である世帯				当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第2基準額を超え、107,500円に16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額を加えて得た額（以下「第3基準額」という。）以下である世帯				
		37,200 円	162,000 円	294,000 円		37,200 円	162,000 円	294,000 円
<b>上記区分以外の世帯</b>			<b>73,500 円</b>	<b>147,000 円</b>				
備考 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算してこの表を適用する。					備考 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算してこの表を適用する。			



新
<p>2 途中入園等により保育料が在園期間に応じて減免される場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。</p> <p style="text-align: center;">補助限度額 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15 (100円未満を四捨五入)</p> <p>3 設置者が実際に減免した金額が補助限度額を下回る場合は、当該実際に減免した金額を限度とする。</p> <p>4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。</p> <p>5 年齢については、当該年度の初日の属する年の前年の12月31日における満年齢とする。</p>

別表第2 (第2条関係)

区分	補助対象経費	補助限度額 (年額)		
		(ア)	(イ)	(ウ)
		小学校第1学年から第3学年までの児童を1人有しており、就園している場合の最年長者	小学校第1学年から第3学年までの児童を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の園児	小学校第1学年から第3学年までの児童を2人以上有しており、同一世帯から就園している場合の園児
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	保育料等の合計額	168,000円	294,000円	294,000円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯				
当該年度に		135,000	294,000円	294,000円

旧
<p>2 途中入園等により保育料が在園期間に応じて減免される場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。</p> <p style="text-align: center;">補助限度額 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15 (100円未満を四捨五入)</p> <p>3 設置者が実際に減免した金額が補助限度額を下回る場合は、当該実際に減免した金額を限度とする。</p> <p>4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。</p> <p>5 年齢については、当該年度の初日の属する年の前年の12月31日における満年齢とする。</p>

別表第2 (第2条関係)

区分	補助対象経費	補助限度額 (年額)		
		(ア)	(イ)	(ウ)
		小学校第1学年から第3学年までの児童を1人有しており、就園している場合の最年長者	小学校第1学年から第3学年までの児童を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の園児	小学校第1学年から第3学年までの児童を2人以上有しており、同一世帯から就園している場合の園児
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	保育料等の合計額	168,000円	294,000円	294,000円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯				
当該年度に		135,000	294,000円	294,000円

新			旧		
納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		円	納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額以下である世帯	110,000円	294,000円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額以下である世帯	110,000円	294,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下である世帯	87,000円	294,000円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第1基準額を超え、第2基準額以下である世帯	87,000円	294,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第2基準額を超え、第3基準額以下である世帯	80,000円	294,000円	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が第2基準額を超え、第3基準額以下である世帯	64,000円	294,000円
<b>上記区分以外の世帯</b>	<b>73,500円</b>	<b>147,000円</b>			
備考	<p>1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算してこの表を適用する。</p> <p>2 途中入園等により保育料が在園期間に応じて減免される場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 補助限度額×(保育料の支払月数+3)÷15 (100円未満を四捨五入)</p> <p>3 設置者が実際に減免した金額が補助限度額を下回る場合は、当該実際に減免した金額を限度とする。</p> <p>4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。</p>		備考	<p>1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算してこの表を適用する。</p> <p>2 途中入園等により保育料が在園期間に応じて減免される場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 補助限度額×(保育料の支払月数+3)÷15 (100円未満を四捨五入)</p> <p>3 設置者が実際に減免した金額が補助限度額を下回る場合は、当該実際に減免した金額を限度とする。</p> <p>4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。</p>	

新		旧	
5 年齢については、当該年度の初日の属する年の前年の12月31日における満年齢とする。		5 年齢については、当該年度の初日の属する年の前年の12月31日における満年齢とする。	
別記		別記	
第1号様式（第3条関係）		第1号様式（第3条関係）	
第2号様式（第3条関係）		第2号様式（第3条関係）	
第3号様式（第3条関係）		第3号様式（第3条関係）	
第4号様式（第5条関係）		第4号様式（第5条関係）	
第5号様式（第6条関係）		第5号様式（第6条関係）	
摘要	改正理由		